

通信 1

「人としての尊厳を取り戻す闘い」を支援する会

裁判 始まる

第1回目の口頭弁論：10月14日10時15分、鳥取地方裁判所。

この8月4日、鳥取地方裁判所に、精神しょうがい者の女性（橋本さん）が訴えを起こした。彼女は、精神医療の現場で行われた人権侵害事件の被害者だ。以下、その「訴状」の一部を紹介する。

「原告が本件で訴える違法行為の概要は、端的には、次のとおりである。

- 1 被告特定・特別医療法人明和会医療福祉センターに対しては、
 - ① 後述するように平成19年1月30日から同月31日にかけて起きた原告の薬物多量服用に伴う救急車の利用に際し、その搬送を受け入れた渡辺病院が治療を放棄したために、原告を同病院内で縊首行為をするに至るまで精神的に追い詰めたことに対する責任を問う。
 - ② 被告独立行政法人国立病院機構鳥取医療センターへ救急車を呼んで原告を転送するに際して、不適切な連絡（紹介）により、医療センターでの違法な身体拘束・隔離等の人権侵害惹起の責任を問う。
- 2 被告独立行政法人国立病院機構・同松島医師に対しては、同月31日に紹介を受け同機構の鳥取医療センターにおいて原告を受け入れた際、医療保護入院に必要な保護者の同意について、十分な説明を行わず、保護者からその場で同意書への署名も口頭での同意も取っていないにも関わらず、原告を違法に隔離・身体拘束し、男性看護師によって下着（パンティ）を剥ぎ取るという人権侵害を行ったことに対する責任を問うものである。」

原告・橋本さんの背景と事件に至る経緯

橋本さんは、鳥取県鳥取市在住、双極性気分障がいⅡ型の傷病名を持つ女性である。

橋本さんが、本件の被告である特定・特別医療法人明和会医療福祉センターの開設する渡辺病院に通院を開始したのは、平成8年4月のことであった。翌平成9年12月より、明和会の代表者である渡辺医師の担当するところとなり、事件の起こった平成19年1月31日に至る約9年間、ほぼ一貫して同医師の治療を受けてきた。

この間、渡辺医師は、彼女に様々な薬物療法を試みたが、それらはことごとく効果を上げず、彼女の病状は年々悪化の一途をたどった。闘病が長期化すればするほど、彼女の焦りは増して行き、希望が見えない状況の中で、ひとり苦しみもがいていた。特に、事件の3年前あたりから、社会生活はおろか、日常生活さえも壊滅的な状況となり、その状況下での彼女の心理的な切迫感は筆舌に尽くしがたいものであり、生存に関わると言っても過言でなかった。

人権侵害事件

そのような状況下で、事件は起きた。

橋本さんが薬物多量服用をしたのは、強い鬱症状のため約半年間自宅でひとり寝たきり状態にあった、その時である。

一方、渡辺医師は、約半年間にもわたり、彼女が外来受診をしていないことなどから、彼女がおかれていた深刻な状況を長年の治療関係において知り得たにも関わらず、彼女に対して何らの救いの手を差し伸べようともせず、存在すら忘れたかのように無視し、

放置していた。

彼女は、そんな渡辺医師に対して不信感を募らせながら、出口の見えない深い絶望の淵にあり、言語に絶する苦しみを味わっていた。その苦しみから、彼女は、薬を飲んだ。

平成 19 年 1 月 31 日、朝。彼女が救急車で搬送されたのは、渡辺病院だった。鳥取市内に住む彼女の父親に連絡が取られ、父親は病院に駆けつけた。そこで渡辺医師が父親に告げたのは、「今日は診療しません。引き取ってください。」ただそれだけだった。彼女は薬物の影響下にあり、まるで酒に泥酔したような状態。結局、夕方まで処置室のベッドに放置されていた。

夕方、再び彼女のもとを訪れた渡辺医師は、付き添っていた父親に「引き取って下さい」と重ねて言い、父親が「しかしこんな状態では…」と言っても「お帰り下さい」の一点張りで、さっさと姿を消してしまったため、父親は困惑し、途方に暮れ、為す術もなくその場立ちつくすばかりだった。

やがて夜になり、少しずつ薬物の影響が薄れてきた橋本さんは、院内の照明がほとんど消えた頃になっても、その場に居座ることで抗議の気持ちを表した。長年の治療にも関わらず、悪化する一方の病状に対する苦しみの挙げ句に引き起こされた薬物多量服用であるのに、それに対して渡辺医師は、手を打つどころか治療拒否という、治療困難な患者を手にもえない厄介者として放り出す、医療者としてあまりに無責任な態度に出た。10 年にもわたる辛い闘病の行き着いた先がこれだった。彼女は深い憤りと暗澹たる絶望を覚えていた。

そのやり場のない気持ちの発露として、発作的に彼女がとった行動は、ふと目にした処置室の片隅に置かれた数枚のタオルを、カーテンレールに結びつけ、首をくくるという行為だった。これは、直後に看護師が気付き止めたため、大事に至らなかったが、このような患者の行動に対して、渡辺医師には予見可能性があったことについて、本件訴状においては、具体的な証拠を挙げ指摘がなされていることを、ひと言書き添えておく。

その後、彼女は、渡辺病院によって勝手に救急車を呼ばれ、国立病院機構鳥取医療センターに転送される。

医療センターに到着した橋本さんと父親は、診察室に通された。しかし、当直の松島医師は彼女に目もくれず、内線電話で慌ただしく指示を出しており、聞くとはなく聞こえてきたその内容から、彼女を収容するための隔離室の準備が、既にとられていることが分かった。この時、松島医師は、診察と言える行為は一切行わず、事務的に書類を記入してその複写を彼女に渡した。これらの様子と松島医師の態度から、彼女は、自分が「医療保護入院」させられると瞬時に察知し、恐怖した。それはまさに、10 年余に渡る闘病の結果、彼女が、精神医療の現場で患者として、様々の不当な処遇を見聞き、経験してきたことにより培われた、知識と直感力によるものだった。とっさに彼女は、付き添っていた父親に「絶対にサインしないで！」と叫ぶ。

診察も何もないまま、いきなり医療保護入院させようとする医師のやり方に、強い憤りを覚えた彼女は、手渡された書類を、松島医師の目の前でわざと破り捨てた。すると松島医師は、「そんなことをすると懲役 3 ヶ月だ！」と強い口調で怒り出し、更に、「わしは精神保健指定医だ！」と、恫喝するような調子で言い放った。

これらの言葉を聞いた時、橋本さんは、それまでの憤りが鎮まってしまうほどに呆れかえってしまった。松島医師の、人権意識の低さ、患者を前にして子供だましの脅迫や権威のふりかざしを行う人間的な幼稚さに。しかし、それは同時に、この医師の前ではモラルも法も正論も封殺され、患者は絶対的な暴力で抑圧され、抵抗することなど全くの無駄であると、悟るしかなかった。

実際、父親の同意もないまま、松島医師の指示の下、あっという間に 3、4 名の職員によって彼女は羽交い締めになれ、無理矢理引きずるように病棟に拉致された。複数の人間に取り囲まれて問答無用に引きずられて行くことには、強い恐怖を感じ、彼女は悲鳴をあげて父親に助けを求めたが、松島医師も職員も黙って淡々とそれを行った。

橋本さんは、強制的に隔離室に入れられ、注射を打たれ、錠剤を飲まされ、ベッドに寝かされ、腹部と両手足を拘束具で拘束される。本人の了解どころか、家族（保護者）の同意もないまま、彼女は強制的に拘束され監禁された。

しばらくして、男女 2 名の看護師がやって来て、男性看護師によって下半身裸になれ、紙おむつを着けさせられる。女性看護師はただ突っ立って見ているだけだった。彼女が「何故男性の看護師なのか」と冷静に質問すると、女性看護師が「看護師には男性も女性もいますよ！」と吐き捨てるように言った。

橋本さんが体験させられた今回の精神医療現場での驚くべき非人道的扱いは、断じて許されるべきではない。全く同意を求められることもなく強制的に自由を奪われ、非人間的扱いを受けたという事実は、人権無視、人権侵害というありきたりの表現を通り越して、「ひと」の存在に対する冒涇である。

原告・橋本さんの決意

「その時、私は『ひと』ではなく『もの』に過ぎなかった。医療者たちは当たり前のように私をそう扱った。これは精神医療の現場で「患者保護」の美名の元に公然と行われている、日常的な人権侵害のひとつである。『ひと』はその尊厳を失っては存在の意味をも失う。だから、私は、泣き寝入りはしない。私は、闘う決意をした。奪われた人としての『尊厳』を取り戻すために。自らが『ひと』として生きるために。同時に、そうすることが、現状で、あまりにないがしろにされている精神病患者の人権を守ることに繋がると信じるからだ。」

人としての尊厳を取り戻す闘い

橋本さんは、たった独りで「人としての尊厳を取り戻す闘い」を始めた。まず、地元弁護士会の法律相談を訪ねるが、「あなたには損害はない。事件にもならないし、裁判になどならない」と門前払いの扱いだった。

地元の弁護士に相手にされないのなら、日本中探してでも、精神しょうがい者の人権問題を理解できる弁護士を見つけようと決心し、かねてより「全国『精神病』者集団」を通じて知り得た、「心神喪失者等医療監察法」に真っ向から反対の論陣を張る、池原毅和弁護士に望みを託した。

彼女は、渡辺病院へ事件当日のカルテ開示の請求をし、本件証拠とした幾つかの文書入手した。それらを丁寧に調べ、父親の証言を得ながら、事件の経緯を詳細な文書に綴った。それらを携えて、単身、東京の池原毅和弁護士を訪ね、相談し、直接の紹介として、しょうがい者の法と人権をよく知り、精神科医療過誤裁判の経験もある、鳥取市の大田原俊輔弁護士と出会う。

困難にくじけない、強い意志がそこには働いている。頭が下がる思いがする。自らの『ひと』としての尊厳を取り戻すために、巨大な権力と組織に対して一歩もひるまず、圧倒的な力関係の差があるにも関わらず、たった独りで闘いをつくってきた、無謀とも言えるほどの熱意。人権問題の原点が、そこにはある。

精神医療の現場で、彼女のケースのような人権侵害事象が、何故公然と行われているのか。それは「国会で十分な議論もされないまま、採決せられた『心神喪失等医療観察

法』（予防拘禁法）に対する、多くのひとの無関心と無神経さが引き起こしている」と言えよう。だから、この裁判は、橋本さん個人の問題ではなく、私達ひとりびとりの問題と考える。

「支援する会」参加へのお願い

精神医療現場で起こった今回の人権侵害事象を許さない闘いを、当事者（橋本さん）だけの闘いにせず、全体の問題として取り組むためにも、「支援する会」を立ち上げていきたいと思います。つきましては、橋本さんの「人としての尊厳を取り戻す闘い」に共感し、賛同頂き、共に闘っていただくことをお願いいたします。

支援の第一歩は、事態の推移をみなさん方自身、自分の目でキチンと見、聞いておいて頂くことです。精神医療現場での、このような重大な人権侵害がなし崩しにされる事態を許してはいけません。

時間の都合のつく方、是非、裁判の推移を見に来てください。第1回の口頭弁論は、恐らく、「訴状」と「答弁書」の交換と、第2回目の裁判日程が決められる形式的なものになると思われます。第2回以降から、本格的に裁判が始まるでしょう。第2回裁判の日程が決まり次第、皆さんにお知らせします。

10月14日10時15分、鳥取地方裁判所に於て第1回の口頭弁論が行われます。

「人としての尊厳を取り戻す闘い」を支援する会・呼びかけ人

代表・森島 吉美（広島修道大学 教授）

池内 まどか（社会福祉法人一条協会・高知県 事務局長）岩田 啓靖（曹洞宗：大寧寺・山口県 住職）内田 博文（九州大学 教授）宇都宮 富夫（八幡浜市議会 議員）江嶋 修作（解放社会学研究所 所長）大久保 陽一（いのちくらしこども宍粟市民ネットワーク 代表）金杉 恭子（広島修道大学 准教授）鐘ヶ江 晴彦（専修大学 教授）川口 泰司（山口県人権啓発センター 事務局長）佐々木 理信（浄土宗：真明寺・滋賀県 住職）志村 哲郎（山口県立大学 教授）砥石 信（国連登録 NGO 横浜国際人権センター・信州ブランチ 代表）富田 多恵子（びわこ南部地域部落解放研究会 副会長）林 力（元九州産業大学 教授）福岡 安則（埼玉大学 教授）山崎 典子（浜田べっぴんの会 代表）山本 真理（全国「精神病」者集団会員・世界精神医療ユーザーサバイバーネットワーク 理事）若月 好（精神障害者当事者会「きまぐれの会」・鳥取県 民生児童主任）亘 明志（長崎ウエスレヤン大学 教授）

差し当たり、「支援する会」の仮の事務局（連絡先）を下記に置くことにします。

「解放社会学研究所」〒731-3361 広島市安佐北区あさひが丘4-9-7

Tel&Fax 082-838-3736 P C ejima-s@ms11.megaegg.ne.jp